

愛知県国土利用計画審議会第43回特別委員会会議録

○日時

令和元年6月13日（木） 午前10時から午前11時45分まで

○場所

愛知県自治センター4階 大会議室

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子 倉持香苗 武田美恵 増田理子
秀島栄三 宮脇 勝

（6名）

○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

○出席した事務局職員

都市整備局都市基盤部都市計画課長 片山貴視

都市整備局都市基盤部都市計画課主幹 梶田浩昭

課長補佐 鈴木系一

主任主査 田村豊

主事 小久保千佳

主事 古賀祐輝

1. 開会（事務局：鈴木都市計画課長補佐）

2. あいさつ

片山都市計画課長

3. 議題

愛知県国土利用計画（第五次）の骨子案（事務局素案）について

（1）県土利用の基本方向について

ア 説明

資料により、事務局から県土利用の基本方向について説明。

イ 質疑等

（宮脇委員）

前回要望しました持続可能性の目標、SDG s の考え方を積極的に取り入れられていて、各部門に積極的に対応しようとする姿勢はよく分かりました。その点はすごくいいと思いますが、やはり先ほどあったように、これを実現化するにはどうするのかという課題が出てくるかと思えます。

今後この委員会での検討内容の流れの中では、そういったものの具体に係るようなモデル、そういった調査や、できそうだなと思わせるようなものは話し合われるのかどうか、どのように考えられていますか。

（事務局）

参考資料1に今後の予定がございますが、それと絡めてご説明いたします。

委員のご指摘は、実効性の問題も含めてのお話だと思ってございます。

今回まず2章まで、課題や基本的な方向性までをたたき台として整理させていただきました。3章についてはその方向性をどのように実行するかを書いているものでございます。本日の議論を踏まえ、「はじめに」から第2章までを整理しまして、第3章のたたき台を事務局で作し、それを庁内関係各課と調整を図ろうと思ってございます。

それを基にして、次回、8月の特別委員会で、「はじめに」から最後までを含めた形でのご審議をいただき、さらにもう一度、そこでの意見を踏まえて中間報告ということにしていこうと思ってございます。

11月くらいに国土利用計画審議会に、中間報告いたしますが、その前の段階でききほど冒頭に申し上げたように、県庁内に土地に関する会議、土地対策会議というのを持っておりますので、そこは基本的に全所属が入っておりますので、そこでこの計画内容を審議していくつもりでございます。

この国土利用計画を今年度末に作りました後、土地利用基本計画の方も来年度改正します。それに基づいてまた、都市計画法をはじめとする個別法がその下にぶら下がりますので、そういった関係課も含めて議論する中でこの実効性を担保していこうと思ってございます。

(増田委員)

いろいろ自然環境について新しく文言を入れていただいて、以前より良くなっていると思うのですが、自然再生エネルギーのところでは太陽光パネルのところだけがリストアップされていますよね。例えば、資料2の3ページのところの上部、「東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの普及拡大が進む中、大規模な森林伐採等を伴う太陽光発電施設の増加による自然環境」と書いてあるのですが、太陽光発電設備だけではなく、三重県の方では風車、風力発電が大変なことになっていて、100基近くが山の上に延々と続いています。バードストライクの問題もかなり深刻になってきていて、そういうことを考えると太陽光だけではなく再生可能エネルギー全般について書いておいてもらった方がいいかなと思います。たぶん今後、海の中や、いろんなところにもできると思うので、建てる場所を考えるという意味では、もう少し広くやってもらった方がいいかなと思いました。

あと、河川について、いろいろなところに入れてくださっていますが、川というのが、自然環境の中の川ということと、災害等に対する安全・安心を実現するための川ということと2つあると思うんですね。安全・安心の方の川のことをあまり書いていないのかなと思ったので、その点がちょっと心配なのと、自然環境の中の川というののもかなり重要ですが、一言で書いてあるのはちょっとどうかなと思います。

それからもう一つ気になったのが、土地利用の道路のところですが、このところ子供の事故等いろいろあるものですから、安全性というのは自動車の安全性、自動車の快適な走りなのか、それとも歩行者に対する安全性なのか、ちょっと安全というのが幅広く取られすぎるような感じがあるので、そういったこと書いてもらえるといいかなと思います。

それから、15ページの工業用地のところですが、土壌汚染とかそういった対策をしてもらうこととか、工場内の緑地のこととか書いてあるのですが、あともう一つ、排水のこともいれといてもらった方がいいかなと思います。工場内では大体調整池で排水しているのだと思いますが、最近、いろんな環境影響評価審査会に出てくる調整池では、線状降水地帯ですか、ものすごい雨が降った時の容積に対する十分なものがあるのかどうなのかというときに、これだけあるから十分ですよということが出てくるのですけれども、調整池でさえも自然環境に配慮したような、うまい形をつくればもっと環境に配慮できますし、さらに、出てきたものが本当に安全なのっていう、そういうのが結構いい加減な形でできています。排水が出てくるのに、排水をちゃんと調べなかったりとか、そういう調査のいい加減さがちょこちょこ工場内では見られるので、そういったところに、排水のことを書いてもらえれば、もうちょっと気を付けてもらえるんじゃないかなと思いました。

(事務局)

4点ご意見をいただきまして、1番目の自然エネルギーの関係で、太陽光がかなりクローズアップされているんじゃないのかという点ですが、たまたま昨年度、大規模な太陽光発電で、県内でいろいろありまして、所管課であった関係もございましてこれを書いてございます。県庁の土地利用の部分にまでは聞こえてはございませんが、ご指摘のとおり、風力など他県で問題となっていることは承知してございますので、

ご指摘踏まえて考えさせてもらいたいと思っております。

2番目の河川については安全・安心の部分と自然の中の河川というご指摘、ごもっともだと思いますし、安全・安心の部分もちょっと薄いのではというご指摘、検討させていただきたいと思っております。

3番目の道路の安全については、事務局としては、自動車側の安全、それから歩行者側の安全を踏まえた両方だとは考えてございます。この辺、所管課とも調整してまいりたいと思っております。

4番目の工業用地の排水の関係につきましては、すぐにお答えができませんので考えさせていただきたいというところでもよろしく申し上げます。

(倉持委員)

前回より非常に分かりやすくなったという印象を受けました。

どの内容も現状がより分かりやすくなったので、例えば、何々が重要となりますとか、何々が懸念されています、必要性がありますという記述があって、先ほどの宮脇委員とも繋がるのですが、どんなふうにこれを解決していくのかですとか、じゃあどんな対策をとるのか、あるいはどういう数値目標を掲げるのかというところが、まだ考え方なので見えてこなかったのですが、さきほどご回答いただいたご説明を聞かせていただいて、今後、さらに第3章の部分で深めるということでしたけれども、全てにおいて、ではどうするというのは、もしかしたら難しいのかもしれないのですが、例えば、3ページの(4)から、本計画が取り組むべき課題ということでアからキまで課題が掲げられております。その課題の部分だけでも具体的な対策といいますか、あるいは行動計画ですとか、数値を掲げるですとか、そういったことが今後検討されるのかどうか、あるいはこの国土利用計画でなくて、関連する計画、各論と言いますか、そうした計画の中で連携して計画されていくものなのかどうかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

あと、私は福祉の領域からなので福祉に関わることなのですが、10ページから12ページ、中心市街地のところで、コンパクトシティといいますか、高齢者の外出しやすいような、移動に配慮したまちづくりというような趣旨の記述があるのですが、高齢者が出やすいだけではなくて、ここに高齢者、あるいは障がい者も移動しやすいまちづくりというような形でいただくと、より人に焦点をあてた、あるいは移動しにくい人たちにも焦点をあてた計画だということが伝わると思っておりますので、ご検討いただければと思っております。

福祉の領域では、例えば、人のつながりが希薄だったりとか、孤立死ですとか、孤育て、孤立の子育ということですか、引きこもりですとか、そういったことが課題になっています。

その課題を解消するためには、人々が支えあう関係の構築が必要で、そのために地域拠点と呼んでいます、ここでは小さな拠点と出てくるのですが、地域拠点が必要で、近年出ている空き店舗の活用ですとか、空き家ですとか、それから社会福祉法人の社会貢献ということで、社会福祉法人の空き室を使って何か貢献するとか、そういったことも出ていて、そこで人の交流を生み出そうとか、あるいはそこに出てくるようなきっかけを作ろうということも言われています。そう考えると高齢者だけではなくて、もう少し広い方たちをキーワードに入れていただけると

よろしいかと思いました。

(事務局)

国土利用計画は、いわゆる土地に関する最上位計画になります。

最上位計画が土地利用基本計画に反映され、さらに個別規制法にという法の体系になっている関係上、どうしても基本的な方向性、理念を示す形になっております。実効性はそういった個別規制法の方で担保すると。方向性を定めて、個別規制法の方がそれに沿って動いていくという体系になってございますので、今後、第3章で課題に対してどうやっていくかということの方向性までをきちっと示し、その後体系化して、実効性を確保していくということになってございます。

もう一点ご意見をいただきました、いわゆる高齢者という点に限らないということですが、持続可能性云々ということをご今年だいぶ謳ってございます。そこの中の理念にも当然ございまして、誰にでもという部分あるかと思っておりますので、先生のご指摘、ご意見ふまえ、十分留意して整理をしてまいりたいと考えてございます。

(武田委員)

例えば12ページのところで、田園回帰って初めて聞いたのですが、田園回帰の流れも踏まえつつという表現とか、何々が懸念されるという表現とかが、少し期待を含めた誘導のように感じます。根拠があるからこそ次の方針が立てられていくのですが、やや期待を込めて、過疎化などが懸念される農村地帯や集落等に、都市部から人々が流動していくというような期待を込めて書かれていると思うのですが、そういうイメージを捉えられるようにしていいのかどうかというところなのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

田園回帰という言葉自体は、実は全国計画の方にございまして、そこを良いキーワードだと思って使わせていただいたところがございます。

イメージとしては、いままでのいわゆる開発優先型から、いわゆる自然回帰ではないですけど、都市と農村とが良い関係でやれるような土地利用という、そういうことをイメージしたのだと捉え、国の国土利用計画の部分から取らせていただいております。

(生田委員)

一つは、先ほど意見のあったところなのですが、高齢者、福祉関係の話で、高齢者の方に関する言及は今回すごく増えているというか、かなり書かれている印象なのですが、昨今、子供が安心して過ごせる環境というか、都市部において、そういうところに対する着目も大きいので、この中でほとんど子供に関する言及がないのに対して、少し、何か入れるべきところがあれば入れといてもいいのかなという印象を受けました。

もう一つは、4ページの空き家、空き地、あるいは低未利用地の問題なのですが、それに関して様々な局面があるような気がしております。例えば、山間部において、空き家がほとんど、住む人がいなくなって放置されるという問題もありますが、一方で、例えば、瀬戸、多治見とか、

あるいは知多半島の南の方とかで、かなり密集した、昔ながらの細い道に接道しているがゆえに、売買とかがうまく進まなくて空き家化しているゾーンというのも結構あるような気がしております。少し、その表現どういうふうにするのかはちょっとピンとこないのですが、空き地あるいは低未利用地というのを若干ざっくりと提言されているような印象でして、細い道沿いであるということに関しては、例えば、金沢とかは結構取り組んでいて、ああいう伝統的な観光資源としての区域を残しながらもかなり進んでいるとも聞きますので、それらの細い道に接しているところってある種の観光資源とか、まちの魅力としての資源もあって、非常に課題が多いところかなと思っているので、何かそれに触れるような記述もあると嬉しいなと思いました。

(事務局)

2点いただきました。

一つ目が、高齢者の記述はあっても若年層の記述がないと、そういうことをございます。ご指摘のとおりでございまして、この今の中で子供というか若年層に特化したような記述はまだどこにもございませんでした。先ほど申し上げたように、誰にでも、という部分ございまして、その理念をもう一度考え直して、ご指摘踏まえて見直していきたいと思っています。

2つ目のご指摘、ちょっと難しいお話かなと受け止めまして、委員のご指摘、考えさせていただければと思っています。

(秀島委員長)

細街路とかそういう感じですか。それは都市地域で良いですか。それとも農山村を含みますか。

(生田委員)

この中でいうと、いわゆる農地と宅地の混在するというエリアだと思うのですが、必ずしもゆとりもあって道路幅もとれるような形で宅地があるわけではなくて、農地で広々と広がっていたかと思うと、非常に細い道に沿って住宅がたくさんあるというようなところがあって、そういうところが、いわゆる基準法の問題があるわけですが、次に転用していけなくて、どんどん空き地化が進んでいる。今はまだギリギリ誰かが持っていたりとか、高齢者の方が住まわれていたりするのですが、将来的には結構問題になりそうな印象を受けているという感じです。

(秀島委員長)

空き家対策といろいろ書かれているとは思いますが、どうしてそれが発生するのかっていうメカニズムは、もうちょっと掘り下げた方がいいかもしれないですね、記述するかどうかはまた考えるとして。

(事務局)

実際、私共、地価調査だとか土地取引もやっておりまして、そういったところで聞こえてくる部分でも、やはりご指摘のようなお話がございますので、これは検討させていただければと思っています。

(秀島委員長)

一通り皆様からのご意見をいただきまして、私もいくつか、重複するものもあるのですが、まず、土地対策会議とこの審議会の関係をもうちょっと理解したいのですが、どちらで詳細を深く検討することになるのかなど。本当はもっといろいろお聞きしたいのですが、こちらは審議会ということである意味、議決する面もありますけども、土地対策会議とはどういうものなのでしょう。

(事務局)

言葉足らずで失礼いたしました。国土利用計画の改定に関しては、当然のことながら、この審議会で審議することになります。土地対策会議というのは、国土利用計画だけではなくて、土地に関する庁内調整の会議でございます。ですので、大きな計画、土地に関する計画だとか、あと開発なんかの関係もあるのですけれど、土地対策会議にかけるということになってございます。

(秀島委員長)

宮脇委員の質問に対して、その土地対策会議って出てきたからお聞きしたのですが、もう一つ、宮脇委員が言われる具体化ということに関連して、今日のご説明だと、地図が全く出てこないわけですが、例えば、10ページの都市地域とか、農地と宅地が混在する地域とか、これがどの地域がどれに当てはまるのかとかいう地図は、計画書につくものなのですか。

(事務局)

第四次計画のときにはそういった地図はつけてございませんでした。地域区分、いわゆる東三河地域だとか、尾張だとかそういう区分はあるのですが。

ただ、いわゆるリーフレット、パンフレットみたいなもの、国ですとそういったもので、なんとなくイメージがつくようなものがございしますので、今年度この計画を作って、来年は、当然のことながら市町村などに説明をしてまいらなければならないので、そういったときには考えていこうかとは思っておりました。

(秀島委員長)

個別の地域をイメージするかしないかで具体化って変わってくると思うので、ちょっと検討したいと思いました。

あと、増田委員からの話に関連してですが、海上はこの審議会の対象地域に入るのですか。

(事務局)

海上そのもの、いわゆる土地じゃない部分については対象外になります。

(秀島委員長)

わかりました。あと、道路の話ということで、倉持委員からもお話ありましたが、都市計画だと最近よく、ウォークブルという言葉が使われ

ていると思うのですが、それは、車本位ではなくて、歩けるということの重要性を言われ出していると思うので、ちょっと考慮していただければと思います。

あと、子育て全般にかけているということのお話もありましたけども、日本全国を見たときに、なかなか子供が増えそうにない地域というのはあるのだと思うのですが、愛知はまだそうじゃないと思うとすると、ぜひとも、他の県にはない特色として、もっと子育てが可能となる、あるいはやりづらくなることがない国土というか県土利用という話をもっとあっていいのではないかと思います。

(2) 利用区分別の将来の目標面積について

ア 説明

資料により、事務局から利用区分別の将来の目標面積について説明。

イ 質疑等

(宮脇委員)

面積目標のグラフの読み方でいくつか質問なのですが、一点目の質問は、例えば森林面積の5ページ目を見ますと、このグラフを1995年から始める理由というか、95年というのはどういう意味で捉えられているのかと。それに対してその傾向を見ているのだと思うのですが。

二つ目の質問は、例えば、この森林面積の場合ですと、この傾向よりもさらに、第五次計画案は下がるグラフになっていて、この参考資料の改定基礎調査業務報告書、183ページの右上にも森林のグラフがあって近似の線が引かれておりますけども、これに比べると第五次計画案は、意図的というか、計画意図としてこの傾向よりも下げるという目標値だというふうに読めます。森林を、全国では減っていないというのですが、こちらでは減らすという目標を掲げていると、こういう風に読んでいいのかどうか。

それからもう一つ、資料3の10ページの工業用地面積について、これを見ますと、右上に上がっていて、第五次計画案だと増やしたいとしている。これは意図としてわかるのですが、先ほどの参考資料の184ページに工業用地というのがあるが、傾向としては、下がるという曲線で書かれています。でもこれは計画意図としては上げたいということだと思うのですが、そのように読んでいいのでしょうか。計画意図というのは確かにあって、トレンドのまま、このままいったらこういきますよというのに対して、第五次計画案としては目標値として、上げたり下げたりしたいということだと思うのですが。

そして最後に、工業面積を上げるといったとき、工業用地というのは、どんな土地に誘導していかれるのか。農地なのか森なのか、どういったところで上げていく可能性があるのか。工業化したいというニーズは市町村からの要望が出ているわけですけども、そこら辺を、持続可能性にしていくためには、どうやっていくのだろうかという、空間的な問題があると思うのですが。

(事務局)

まず、一つ目のご質問、グラフの開始の1995年という数字の意味で

ございますが、こちらは一回前の計画の第三次計画の基準年次でございます。第四次計画については、平成19年、2007年からとなっておりますが、その期間だけでは若干トレンドを見るには足りないかと考えまして、第三次計画からの二期分の期間としてグラフの方を作成させていただきました。

二点目のご質問は森林面積についてでございます。委員ご指摘いただきました通り、私共の調査報告書の183ページをご覧くださいますと、これまでの20年近くの傾向からもトレンドの分析をさせていただきますと、単純に見ますとこれに基づきます数字は、今回の資料3で出させていただきました数字よりも若干高めの約216,000という数値を出させていただいておりますが、あくまで調査報告書についてはトレンド、傾向を見たというところでございます。近年の土地利用の転換量が、下がりつつも、若干この数年が上がってきているという状況もございまして、森林の保全確保という点につきましては、原課を中心にやっていたところではございますが、近年の傾向から見た面積値ということで、214,750という数字を今回示させていただいているところでございます。

3つ目のご質問、工業用地面積についてでございます。委員ご指摘いただきました通り、工業用地面積についてもトレンドを見ればこの近年、景気の動向、リーマンショックですとかいろいろな影響もありまして、ここ10年くらい大きく下がったり、また回復したりという状況が続いているところでございまして、その傾向から見た近似曲線を作成いたしますと、2030年についてもやや減少するという状況になり得ます。ですが、ご指摘いただきました通り、本県の産業力の向上という政策的な目標等ございますので、また西三河を中心とした市町村から、内陸部を中心として工業用地の新規の用地造成というようなことについてのニーズも企業等含めてさまざま聞いているというところもございます。そうしたところから政策的な意図も含めて、若干減少するところを、少し高めになるかもしれませんが、13,200という数字を目標値と設定するのが適当ではないかと思ってお示しさせていただいたところでございます。

最後、4点目のご質問はですが、我々といたしましても、どこでもというわけではなくて、既存のストックが活用できるところ、例えば、インターチェンジ周辺だとか、主要な幹線道路の地点、あるいはすでに工場が立地しているその隣接地というようなところを想定しております。ですが、そのインターがどの場所にあるか、場合によっては、森林の近くかもしれないし、田園の中かもしれない、そういったところでの可能な限り自然環境に影響を与えない形で、なおかつ既存ストックを有効に活用していくというようなことを考えております。

(宮脇委員)

ありがとうございます。一点だけちょっと分からなかったのが、5ページ目の森林面積の目標の説明で、あんまりトレンドより下がらないようにされているというのはちょっと意味が分からないのですが、例えば参考資料183ページの曲線と、今回示されている5ページ目の第五次計画案の赤い線、この傾きよりカクッと下に下がっていませんか。

(林務課)

さきほど事務局の方からご説明させていただきましたが、第四次計画の青い点線というのが、2007年、平成19年から10年間の傾きを指していると思うのですが、この平成19年からしばらくの間、森林の転用面積が結構少ない時期が続いていまして、それ以前は年間100haを超えるような森林の減少というのがありました。ここ数年、また200haを超えるような森林の開発、転用というのがございましたので、その辺も加味したということがあります。この平成19年から10年間の間、平成20年のリーマンショック等で、開発、減少が少ない状況が続いていて、過去10年の減少が大変少なくなっております。しかし、近年は平成28年2月の新東名の開通など、一定量の開発がありますので、その辺を加味したものと、あとは今後、設楽ダムの開発なども計画されていますので、第四次計画や、参考資料よりも、若干多めの森林の減少率を目標ということで設定しております。ただ、森林の開発を推進しているというわけではなく、最近のトレンドを見たとえで設定ということをしていただいております。

(宮脇委員)

数字の減少は、森林の面積ですよ。ですので、その面積は、この第五次計画案では、2030年で214,750haということでもいいですか。

(林務課)

第五次計画案の目標は、2030年で214,750haです。

(宮脇委員)

それがさっきの参考資料の183ページ右上の森林のトレンドを見ると、平成41年と書いてあるのが10年後くらいですから、大体同じようなところだと思うのですが、216,000を上回っていますよね。私が指摘したのは、これよりも下がっているじゃないのかということなのですが。

(林務課)

そうですね、下がっているような計画になっているのですが、この平成19年から10年間くらいが特に開発による転用が少なかったもので、そこで平均というか、この傾きが若干ゆるくなっているというふうに考えられます。

(宮脇委員)

そうじゃなくて、二期計画、第三次からのトレンドを見ているのですよね。

(林務課)

参考資料の方はそうです。

(宮脇委員)

だから先ほどから、第四次計画よりはとか言っておりますが、95年から見れば、やっぱり下がっているなど。

(林務課)

直近の傾向を加味させてもらったうえで、この数字、第五次計画案の設定させていただいておりますので、先生仰るように、この参考資料のものとは若干ずれたような形になっております。

(秀島委員長)

御しがたい部分と、こう持ってきたいというのを足し合わせたものになっていて、なんかわかりにくいですね。

(生田委員)

分からないので質問なのですが、決して専門分野でないのですけれども、7ページの水面・河川等の面積の推移というのが、四次計画ではあがる、増えるという計画になっているのに、第五次計画では極端に下がる計画になっていて、設楽ダムが完成するとまたちょっと増えるということなのですが、設楽ダムを除いたらかなり下がる計画になる理由がちょっとわからないので、なぜそのように、四次計画と五次計画でかなりトレンドの違う推移とか目標になっているのか教えてください。

(事務局)

記載が足りなくて申し訳ございませんでした。第四次計画につきましても、設楽ダムの完成が、竣工年度が伸びた経緯がありまして、第四次計画策定時には2020年ちょうどに、第四次計画の最終年次に設楽ダム300ha竣工が予定されておりましたので、それに合わせて四次計画の青線も最後に上がるという予想をして作っておりました。それが、竣工年次が伸びましたので、そのまま今回2026年の設楽ダム完成の300ha、こちらに移行させたということがございます。それを抜いて、延長線上で見ていただきますと、それほど傾向線としての推移は変わらないのではないかなと思っていますところでございます。

(生田委員)

なんとなく分かりました。理由はその農地の減少なのですか。

(事務局)

面積そのものの減少の傾向といたしましては、農業用排水路の水路についての減少と、あと水面については、ため池の用途変更というところがあるのですが、区分別で見たときに、水面についてですと、ダムが水面に入るものですから、設楽ダム300haの増加分と、ため池の減少分がほぼ近いくらいの数字を見込んでいますので、トータルで見た水面・河川・水路面積の減少として大きな変動要素としては水路の減少ということも要素にありますので農地の減少という言葉を使わせていただきました。減少するものとしてはため池の用途変更と農業用排水路の農地の減少に伴うものという2点でございます。

(生田委員)

ありがとうございました。

(秀島委員長)

第四次計画がすごく増やそうとしていますけど、それがちょっと無理があったという面もあるんじゃないかという気がします。

(増田委員)

農地とか森林とか、そういったところが極端に減っていて、森林面積も減っている状態で、地域としては水を涵養したりとか貯めたりとか、バッファの面積がすごく少なくなっていて、宅地や工業用地が増えているわけですね。水害とか大丈夫なんですか。その足し算をあわせてプラマイゼロにしないでいけなくらいからということですけど、こんなことすると、雨が降った時の水を涵養してるところが全部なくなって、すごく面積が減っているのに、さらに水路も減って、これは安全じゃないんじゃないかというような不安があるような形になっていると思うのですが、これはどうでしょう。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでございまして、さきほど資料2で事務局から説明させていただきましたとおり、農地、森林についての、水源の涵養であったり、山地災害を守るといった面もありますので、そういう多面的機能の維持ということは重要な課題でありますし、今後も維持しなければいけない部分だと思っているところではございます。そういった中なので、面積についてのトータルが下がっていくというのは、見通しとしては出させていただいておりますが、そういう維持、向上させなければいけないという点は施策等通じて守っていかなければいけないという点は忸怩たるところはございます。

(林務課)

さきほど増田委員が仰ったように、森林が減っているということですが、けれども、愛知県では平成21年から森と緑づくり税事業や、他の森林整備に関する事業を通じて、適切に森林の整備を今後も行っていくことで森林の多面的機能を高度に発揮していくよう、対策をとっております。最近、広島の方で降雨災害があったりとか、全国でも災害がたくさん起こっている中で、森林を所管する部局として、森林の整備を適切に進めていこうということで取り組んでおります。

(倉持委員)

4ページ目のところで、専門外なのでお伺いしたいのですが、右上のところ、面積の傾向及び面積目標の考え方というところなのですが、下から3行目から無秩序な廃の防止やというところがあるのですが、これできるのかなと思って読ませていただきました。何か防止するような方策といいますか制度というものがあるのでしょうか。

それから二点目は、全般的に関わることなのですが、ちょっと話がずれるかもしれないのですが、初歩的な質問させていただきたいのですが、この計画を読ませていただいたり、確認をする際に、どんなスタンスで確認すればよいのかなと思ひまして。私だと福祉なので、例えば、市町村の介護保険の事業計画ですとか、地域福祉活動計画ですとか、そういうものを策定する際に、その先にいる地域住民の方たちがこれ読ん

でわかるかなということイメージしたり、あるいは介護保険の事業者、サービス提供事業者の方に伝わるかなと思ってイメージをしてチェックをしたりすることがあります。あと、その計画を基にその地域で活動しているNPO団体の方たちが、私たちの地域の計画が今年度このような方針になったからこういう活動をしようねという指針にして使うようなこともあるんですね。そうしたことをイメージしながら計画策定するのですが、今回のこの計画はどんなイメージをしながら私読ませていただければよいのかなということで、非常に読みやすくはなったのですが、そのあたりご教示いただけると幸いです。

(農業振興課)

無秩序なかい廃の防止という観点から言いますと、法律でいうと三つ関わると思います。私共の所管している農地法と、農業振興地域に関する法律、いわゆる農振法、農地法と、農振法と、都市計画法というその三つでタグを組みながら、この無秩序なかい廃を防止していくというスタイルになると思います。

私共の所管している、農地法と農振法で言いますと、例えば、農地法で言いますと、立地基準というのがございまして、市街化地域に近い農地、市街化地域に遠くない農地という二つに大きく分けまして、市街化に近い農地は、原則的には許可できるという農地になっていまして、そうでない、市街化に遠くない農地につきましては原則的には許可できませんという縛りをかけて、規制をしております。あともう一つ農振法で言いますと、農用地区域というのを定めまして、これについては一時転用を除いて基本的には、若干、収用法の関係とかありますけど、基本的には、原則は不許可ということになっておりますので、そういったことで無秩序なかい廃は防止しているという観点になっております。

(事務局)

二つ目、計画の見方についてのご質問をいただきました。

これについては、度々のお話になるかもしれないのですが、国土利用計画自体は土地に関する最上位計画として理念と方向性を書いたものでございまして、行政だけではなく、当然、最終的には県民の方々に御理解をいただきたいと思ってございまして。そのために、実効性とも相まって、事務局としても苦労というか、多少配慮する形でいろいろやっております。例えば、資料2をご覧くださいと、国の方は、である体であるのに対し、県の国土利用計画はですます体で書いております。これは少しでも、県民の方に読んでいただくときに、役所流のである体よりは、ですます体の方がいいだろうという、そういう配慮でこういう形にしております。今後この計画を作りましたら、最終的には個別規制法の下で住民の方々に対してお役立ちになるということではございまして、計画策定後、最終的には市町村計画という形も取れますので、市町村への働きかけ、それから広報啓発活動などを通じて、この計画の周知は図ってまいろうと思ってございまして。そういったことで、計画は最終的には県民の方々に向けたものだと考えて、作っております。

(農地計画課)

さきほどの農地面積のところ、優良農地の確保のところ、私共の取組で紹介させていただきたいことがございます。

いま愛知県でも、多面的機能支払交付金というのをやっております。どういうものかという、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律というものが平成 27 年に施行されて、もともと農地・水・環境保全向上対策として平成 19 年から、活動組織を地域で作っていただいて、農地や農業用排水路などの農業用施設を保全する活動に対して交付金を支払う制度になっております。そういったものを活用して、地域で農地を守っていくというような施策も行っておりますので、ご紹介させていただきました。このほか、耕作放棄地を対象に農地中間管理機構と連携した圃場整備の地区もございますので、紹介させていただきます。

(武田委員)

今いいお話聞かせていただいたのですが、荒廃農地という用語が使われていますが、荒廃農地とは、作物を再び生産することが困難な農地で、耕作放棄地の方が一年間耕作していない農地と認識しているのですが、その中で期待できるのでしょうか。

いま仰った言葉の中で出てきたのが耕作放棄地ですよね。この荒廃農地の再生をできるマンパワーはどこにあるのかなというのと、財源はどこにあるのかなというのが心配だったのですが、ちょうどいまお話教えていただいて、そういう交付金があるのかと。ただ、これから取り戻すのは困難なんじゃないかと言っているのに、そんなに簡単に再生できるものなのかなとイメージをもってしまうので、そうするとこの施策効果というところの見込みが甘いんじゃないかと、現実的に考えて可能なのかどうかというのを教えていただきたいです。

(農業振興課)

農業振興課ですが、耕作放棄地対策を所管している課になりますので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、少し長くなりますが、用語の説明から入らせていただきます。武田委員さん仰る耕作放棄地と荒廃農地の違いですけれども、こちら明確な法律だとかそういった法の整理の話をさせていただきますと、耕作放棄地というのを正式に使っておりますのが、5年に一度、国がやっております農林業センサスという調査の用語になっております。農林業センサスが農家さんに対するアンケート調査を行いまして、農家さんはいま現状使っておらず、今後も耕作する予定がないということでアンケートに回答されているのが耕作放棄地。農家さんの主観のような格好になっております。

そして荒廃農地というのは、国が毎年やっております荒廃農地の発生解消に係る調査という調査がありまして、それは市町村ですとか市町村の農業委員さんが毎年管内の農地を現地調査していただいて、そこで農家さんの主観ではなく客観的に荒れていると判断された農地が荒廃農地となっております。荒廃農地の中にもレベルがありまして、A分類、B分類とか言うのですが、草が少し生えている程度、草刈りをすれば再び耕作できるようになる農地というのも荒廃農地の中には分類として入っております。

武田委員さん仰るように荒廃の度合いが深いものになってくると、再生するのがかなり困難であったり、マンパワーだとかお金だとか必要になってくるのですが、草刈りを少し頑張れば再び農地として使えるものも荒廃農地の中には入っておりますし、実際そういった程度の浅いものを毎年 300ha くらいずつ再生されているという実績もありますので、今回、荒廃農地発生抑制、再生ということで 2,600ha 減るということで目標書いておりますけれども、こちらの面積については十分可能ではないかなと思っております。仰るように荒廃の深いものになってくると、マンパワー、お金が必要になってくるので、そういったのは県の補助制度だとかを使ってお金をかけてやっていく必要があるかと思えます。

(秀島委員長)

荒廃農地等利活用促進交付金というのがあるのですか。

(農業振興課)

それは国の方で事業廃止が決まっております、平成 30 年、昨年度までであった交付金なのですが、事業廃止が決まっています。その交付金は現在使われておりません。

(秀島委員長)

そうしましたら、だいぶ時間もきておりますので、一言申したいのですが、資料 3 で示していただいたこの図は、いくつかのご意見があったように、森林とか結構減っていているというものを示す一方で、計画は資料 2 でご説明があつて、これらが別個のものだと、酷いことになっているというのを無視したまま計画を作るみたいなことになってしまうので、この状況を見て、じゃあどうするのかという、この二つの資料の行き来を今後考えていただかないと、バラバラになってしまつてはまずいのではないかという風に思いました。

4. 閉会 (片山都市計画課長)